

AIRA  
IJU



(始良市)  
どんどんかごしま移住就業・起業支援事業



## 東京圏から始良市へ移住し、就職又は起業した方へ移住支援金を最大100万円支給！

### 移住支援金とは

東京 23 区(在住者または通勤者)から始良市に移住し、鹿児島県が運営するマッチングサイトに登録された企業等に就業した方又は起業支援金の交付決定を受けた方に移住支援金を支給する制度です。世帯移住の場合は 100 万円、単身世帯の場合は 60 万円が支給されます。

詳細や申請様式については、市のホームページをご確認ください。

URL <http://www.city.aira.lg.jp>



【お問合せ先】 始良市役所 地域政策課 地域政策係

電話 0995-66-3121 FAX 0995-65-7112

Email [seisaku@city.aira.lg.jp](mailto:seisaku@city.aira.lg.jp)

### 【移住支援金の概要】

#### 1 移住支援金の対象となる方

次の①～②の両方に該当する方が対象となります。

①直近 10 年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。かつ、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または通勤していた方。

②移住支援事業を実施する都道府県が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人に新規就業した方。または、起業支援金の交付決定を受けた方。

※1 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※2 通勤 雇用者としての通勤にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。

#### 2 支援金額

2人以上世帯の場合：100 万円

単身の場合：60 万円

※原則として、住民票の世帯人数により判断します。

#### 3 申請できる期間

就業の場合は、令和元年 10 月1日以降に対象法人に応募し、就職してから3か月経過後かつ移住後3か月以降、1年以内の期間。 起業の場合は、移住後1年以内かつ起業支援金交付決定後1年以内の期間。